

生活福祉保健委員会－５月１９日

○質疑（辻委員） ２点、合わせて質問します。

まず、ヤミ金対策なんですけども、県のヤミ金対策連絡協議会を立ち上げていますけども、その活動状況はどういう状況を今していただいているのか、その点をまずお聞きしたいと思います。

それから、もう１点は、生活保護の行政についてお聞きしたいと思うんですけども、この４月から生活保護費の老齢加算が段階的に削減されるということを決定されました。現状でも生活するのに大変厳しい状態にある中で、対象となった高齢者の被生活保護世帯の方には大きな打撃を与えていますけれども、この段階的廃止を県当局としてどう受けとめているのか、この２点、まずお聞きしたいと思います。

○答弁（消費生活室長） まず、ヤミ金融対策の件でございますが、ヤミ金融対策は、御指摘のように協議会を設けまして、これまで３度の会議と、それから事務局によりますいろんな情報収集とかいうものやっております、一つは相談窓口の連携と強化ということで、ヤミ金融 110 番につきましては、財務局や商工労働課、貸金業協会、県警、それから私どもの消費生活センター、弁護士さん、消費者・・・というものに相談窓口を設けておりまして、市町村について申しますと、本年４月から庄原市と大阪がジマ町にも相談窓口ができて、全部で 13 市 8 町の相談体制ができ上がっております。これは全人口でいいますと、約 9 割ぐらいのところになっているということです。

それから、相談マニュアルの作成というのをやっております。

そのほか新しいところでは、広告掲載の適正化の要請でございますとか、ビラ、チラシ、看板の撤去依頼につきまして中国電力や N T T、道路管理者といったところにも連名での撤去要請を行ったり、あるいはヤミ金融被害防止のために、銀行協会でございますとか、携帯電話の会社とかにおいでいただいて要請を行っているというような活動を行っております。

○答弁（福祉指導室長） 生活保護関係で御答弁をさせていただきます。

生活保護の制度につきましては、国の社会保障審議会支部会の設置にされました生活保護制度のあり方に関する専門委員会の中間的な取りまとめ、これを踏まえまして老齢加算については、平成 16 年度から段階的に削減が図れることとなったものでございます。

県といたしましては、生活保護の制度の趣旨を踏まえて、保護者に対してそれぞれの状況に応じた適切な保護を実施をしてまいりたいと考えております。

○質疑（辻委員） それで、ヤミ金の方は、これまで取り上げてはいますけども、以前として厳しい取り立て等々が行われているという中で、特に、ヤミ金融被害者の離職防止が一つ大きな課題だと思います。

その点では、長野県では長野県経営者協会の会長、あるいは長野県中小企業団体

中央団体中央会会長あてにミ金融被害者に対して、会社にさまざまな取り立て等がきたときの対応策、マニュアル的なものも対処方法まで示して、離職につながらないようにというような通知も出しているんですけども、本県もやはりそれぐらい私は、やってもいいんじゃないかと思うんですね。せつかく先ほど来の協議会もできたわけですから、そことも協議をして、こういうマニュアルを通知するというこも要るんじゃないかと思うんですけど、この点に対して。

○答弁（消費生活室長） 長野県の例を出されております。このヤミ金融問題でございますとか、架空請求の問題というのは全国的な問題ということで、我々も全国的な動きとか情報とかをつかみながら、先ほど申しました広島県独自の施策もやっております。今後でもですね、そういう重大な問題だという認識をとらえて、総合的に広島県の事情、実態も踏まえながら対策していきたいと考えております。

○要望・質疑（辻委員） ぜひ、特に架空請求の問題含めましてね、今、消費生活、大きな問題も新たに広がってますので、先ほど、ヤミ金融に限定するかどうか総合的に判断されたのかもしれませんが、そういう企業に対しても啓発する、あるいは協力を進めていくように、ぜひお願いをしたいと思います。

それから、もう1点、先ほどの生活保護の問題ですけども、老齢加算の削減の根拠があると思うんですけども、それはどういう根拠で削減になったのか、この点いかがですか。

○答弁（福祉指導室長） 生活扶助の基準につきましては、一般国民の消費水準との均衡が図れるようということで、いろいろ総合的に勘案をして決定をされております。

お尋ねの老齢加算の関係でございます。これにつきましては、先ほどの委員会等で検討をされておった中で報告されたものでございますが、単身の無職世帯の消費支出が低所得者の単身世帯でございますが、これの消費支出額、月額が70歳以上ですと6万5,843円、60代が7万6,761円ということでございます。そして、生活扶助基準、これを見ますと、70歳以上の場合ですが、Ⅰ類、Ⅱ類、個人的なもの世帯的なもの合わせたものでございますが、7万1,190円、そして、老齢加算が平均でいけば1万6,922円、ここらあたりを水準均衡という観点から検討されて段階的廃止になったというふうに聞いております。

○質疑（辻委員） そこでね、その考え方に私はごまかしがあると思っているんですよ。

70歳以上の先ほどの単身者の消費支出、これは一般世帯じゃなくて低所得者世帯の比較してますよね。しかも一般勤労世帯の消費水準ではなくて、低所得者勤労世帯の生活扶助相当支出について比較をしているということの一つ考えてみた場合ですね、いかに生活保護水準以下で70歳以上の方、低所得者の方々が生活しているかということを一目瞭然だと思うんですよ。そういう低い水準に今も生活保護の水準を合わせていこうというそういう姿が私は見えると思うんですけども、この点どうですか。

○答弁（福祉指導室長） 先ほども御答弁申し上げましたが、いわゆる一般世帯という

のは、今回の場合は単身無職の高齢者世帯と、そういったところの生活実態等を踏まえて検討されたというふうに思っております。

○質疑（辻委員） それは政府の考え方を話されているようなんですけど、消費全体でなくてね、生活扶助に相当するところを切り出している。そう考えましたらね、低所得者の世帯では、税金とか、あるいは社会保険料や家賃の負担、こういったものが大きなウエートを占めて、実際に消費に回すところじゃないという世帯が大部分ですよ。そういうところを切り出してね、生活保護の支給額と比較すると。当然生活保護の支給額の方が大きくなるのは当たり前のことなんですよ。逆に、この生活保護の金額に低所得の方々がもっと上乘せしていくぐらいの支援をしていかないかん。今の検討委員会の算出の仕方を考えましたらね、低所得者の苦しみを逆手に取って逆に利用をして、そして生活保護の受給者の老齢加算を減らそうと、こういうふうな考え方になるんじゃないかと思うんですけどもね、私はそういうふうに思えて仕方ないんですけど、この点どうですか。

○答弁（福祉指導室長） 同じような答弁の返しで恐縮でございます。生活保護につきましては、国の方でお決めになっておる制度でございます。生活保護老齢加算以外のものについても一般の国民との消費水準との均衡ということで、昭和 59 年からその方式で一度検討を重ね、改定を重ねてこられたものでございます。今回の制度改定のこういった考え方に即して行われたものであると、そういうふうに理解しております。

○質疑（辻委員） それと、段階的に老齢加算の廃止をするという通知がですね、4月1日の保護決定の後に知らされると、あるいは知らされていないというような事態もあったようですけども、この点での県の取り組みはどうだったんでしょうか。あるいは市町村の状況はどうだったんですか。

○答弁（福祉指導室長） 該当者への周知でございます。これは簡単に申し上げますと、3月4日、全国の会議がございました。それを受けまして、県では3月18日に県内の福祉事務所の担当課長を集めた会議を開催し、そして老齢加算の段階的廃止についての改正趣旨説明を行っております。そして、実施機関に対しまして該当者への周知徹底を要請をしたところでございます。

各福祉事務所、ここにおいては該当の方に対しての周知徹底が図られたものと理解をしておりますが、一部の地域において通知等の送付がおくれた状況があったというように聞いております。

○要望・質疑（辻委員） 広島市中区とかね、いろいろ・・・でそういう事態が起きて、びっくりしたと、急に減らされてね。通知もなく、きたもんだから。受給者にとってみたらね、突然の減額で、どうなっとるんかというようなことがありましたけども、こういう事態にならないようにですね、これはきちっと周知徹底を図るということも取り組みとしてやってもらいたい。

最後に、つい先日も生活と健康を守る会の皆さんと一緒に岡田室長らとも話し合

いの場をもちましたけども、その中でも、76歳の方、御夫人ですけども、1日2,000円の食事というようなことで、日々のおむつ代もなかなか制限されているから、日光消毒をしたりして金銭の支出のないようにというようなことで苦勞をされているような生活実態なんですね。そういう生活保護受給者、高齢の方も老齡加算も段階的に廃止されている。一層生活は苦しくなっているというふうなものは明らかだと思えますよ。その点では、私は、県としてもそういう実態を一端伝えて、老齡加算を見直しもして、もとの戻すようにと言うべきだと思えますけど、それどうですか。

○答弁（福祉指導室長） 国への要望等ということで御意見でございます。先ほども申し上げましたが、制度は国において定められたものでございまして、県は法定受託事務ということでやっております。

また、生活保護制度につきましては、現在、先ほど申し上げた専門委員会において検討が引き続き行われているところでございます。現在のところ、県といたしましては、国への要望等は考えておりませんが、制度の運営等の面から見て問題等がある場合は、国に対しても要望等についても検討をしてみたいというふうに考えております。

○意見（辻委員） 制度そのものをね、その中身にどうのこうのじゃなくて、算定そのものがおかしいと。県に説明できないのは、そういう低い水準に合わせるようなことでもって一層受給者の生活を困窮たらしめていくというようなことはあってはならないと、そういう立場から、国にきちっと言うべきだと、県として、このことを強く申し上げて終わりたいと思います。